

法制執務講座

～地域主権時代に対応した法制執務能力の向上を目指す～

★こんな方におすすめ！

- ・ 法制事務担当の方又は法制事務を基礎から学びたい方
- ・ 今後、条例改正や規則改正を行う予定のある方
- ・ 条例や規則の作成に関心のある方 など



単位研修
2単位

★研修のねらい

地域主権改革による「義務付け・枠付けの見直し」や「条例制定権の拡大」に伴い、自治体には、適切な法令解釈と地域のニーズに応じた的確な例規の制定及び運用が求められています。この講座では、条例・規則の制定や改廃についての基礎知識を習得し、条例作成等の演習を行うことで、職員の法制執務能力の向上を図り、地域主権時代を見据えた「徳島ならではの」立案づくりの推進を目指します。

【法制執務とは・・・】

法令を制定・改正する際に、用語や用法をチェックしたり改め文を作成する業務のことで、この講座では、例規の制定・改正時に必要な文字・用語の使い方を具体例を用いて学び、演習問題を通して法制執務に必要な立法技術を習得します。

★講師情報

徳島県経営戦略部総務課法務文書室
法務文書担当 係長 鈴木 康司

★研修評価（一部抜粋）

- ・ 条例の改正について技術的なこと、基本的なこと、直面する問題など、すぐにいかせる技術を学べた。
- ・ 今まで知らなかったことを学べて非常に役に立った。
- ・ 用語や成り立ちなどの背景から理解できて良かった。
- ・ 立法技術の理解が深められました。

★お申し込み・お問い合わせ

【お申し込み】 JoruriGwポータルの「照会・回答システム」でお申し込みください。後日、受講決定通知をお送りします。

【締め切り】 **平成28年7月11日（月）**

【お問い合わせ】 徳島県自治研修センター 電話：（088）631-8813
Eメール：jichikensyuusenta@pref.tokushima.lg.jp

★研修情報

●対象者

県・市町村職員で、所属長から推薦があった者

●募集人員

100名（県・市町村職員合同）

●日程及び会場

平成28年7月20日（水）
9：25～16：45

徳島県自治研修センター
（徳島市南庄町5丁目77-1）

★プログラム（予定）

【午前】 9：30～12：00

- 第1部 法制執務とは
- 第2部 法体系とそれぞれの所管事項
- 第3部 法令検索システムの活用
- 第4部 法令用語の使い方

【午後】 13：00～16：30

- 第5部 立法技術について
「立案の方式・条例の基本構造」
- 第6部 改正技法演習
「溶け込み方式による改正技法」

平成28年度「法制執務講座」実施細目

- 1 目 標
条例・規則の制定や改廃に必要な基礎的知識を学ぶとともに、演習を通じて立法技法を習得し、法制執務能力の向上を図る。
- 2 日 時
平成28年7月20日（水） 午前9時25分から午後4時45分まで
- 3 場 所
徳島県自治研修センター（徳島市南庄町5丁目77-1） ☎ 088-631-8813
- 4 対象者
県職員及び市町村職員で、所属長からの推薦があった者
- 5 研修形態
単位研修（2単位） 講義・演習形式
- 6 受講定員
100名（県・市町村職員合同）
- 7 日 程

時 間	プログラム（予定）	研修方法
9:25～9:30	オリエンテーション	
9:30～12:00	1 法制執務とは	講義
	2 法体系とそれぞれの所管事項	
	3 法令検索システムの活用	
	4 法令用語の使い方	
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～16:30	5 立法技術について 「立案の方式・条例の基本構造」	講義・演習
	6 改正技法演習 「溶け込み方式による改正技法」	
16:30～16:45	研修評価	

8 講 師

所 属 ・ 職	氏 名
徳島県経営戦略部総務課法務文書室 法務文書担当 係長	鈴木 康 司